

領土・主権展示館の移転に関する決議

平成30年12月6日
自由民主党政務調査会
領土に関する特別委員会
内閣第一部会
外交部会
外交調査会

本年1月、内閣官房領土・主権対策企画調整室は、領土・主権問題に関するわが国の立場を広く内外に発信すべく、東京・日比谷の市政会館内に「領土・主権展示館」を開設した。同展示館は、開設以来10か月で7,000名余が来場するなど、一定の成果を収めているものの、床面積が約100平米と手狭なことから、展示スペースや展示内容の拡充が喫緊の課題として挙げられている。

加えて、同展示館は、市政会館の開館が平日限定のため、多数の来場者を見込める土・日曜日は閉館とせざるを得ない状況にあるほか、老朽化した市政会館の耐震工事のため、2020年3月までには退去する必要があるが生じており、適切な移転先を早急に確保することが求められている。

これらの状況を踏まえ、内閣官房領土・主権対策企画調整室は、財務省理財局が各府省に対し昨年12月に実施した四谷庁舎入居の意向等調査に応じ、本年1月に展示館の入居希望を提出した。同庁舎は、駅前再開発に伴う新築高層ビルの一部フロアの所有権を国が獲得したことから、庁舎としての利用を計画しているものであり、入居時期や立地、床面積等の諸条件を勘案すれば、展示館の移転先として適切な候補地と思料される。

しかしながら、最近になって財務省理財局は、内閣官房領土・主権対策企画調整室に対し、現状の建築計画では事務所以外の用途、特に不特定多数の人物が利用する目的での入居は困難との通知を行った。現状が続く限り、同展示館の移転は宙に浮いた状態となり、その存廃にも関わる重大な問題である。

従って、領土に関する特別委員会、内閣第一部会、外交部会、外交調査会は、現状を強く危惧し、国家の根幹に係る領土・主権問題の啓発の拠点の拠点を断固として維持・強化すべく、政府に対して以下の措置を速やかに実施することを要望する。

1. 「領土・主権展示館」の四谷庁舎への移転実現のため、政府は全力を挙げて取り組むこと。万が一、四谷庁舎への早期の移転が困難な場合は、適切な代替施設を確保すべく早急な検討を行うこと。併せて政府施設として相応しい規模の確保、移転入居、施設整備・運営に必要な財政上の措置を十分に講じること。
2. 「領土・主権展示館」の運営にあたり、国民への啓発・広報、国内外への情報発信をより強化すること。そのために、北方領土問題、日本海呼称問題、排他的経済水域（EEZ）や大陸棚境界画定問題等の展示内容の追加・充実・強化を図ること。さらに、日本国際問題研究所等のシンクタンクや全国の領土・主権関連の展示施設との連携やネットワーク化を推進すること。